

## 『介護職員等特定処遇改善加算』とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）の拡充も含め、これまでも数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けまして、2019 年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）を創設することとされました。

○当該加算を算定するためには、賃金改善以外の下記の要件を満たす必要があります。

### 【現行加算要件】

現行の処遇改善加算ⅠⅡⅢのいずれかを取得していること

### 【職場環境等要件】

「人職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップ<sup>※</sup>に向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとにそれぞれ1以上の取組を行っていること

### 【見える化要件】

賃金以外の処遇改善に関する取組内容をホームページ等、外部から見える形で公表していること

### 【介護福祉士の配置等要件】

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定すること

見える化要件に基づき、賃金の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします

	職場環境等要件項目（当施設の取り組み）
人職促進に向けた取組	・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップ <sup>※</sup> に向けた支援	・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施